



税務ピックアップ

Tax Topics

● 夏の実務を、早めの確認でスムーズに ●

7月 は、暑さ対策や人材対応など、現場での労務管理にいっそう気を配りたい時期です。一方で、税務面では年末調整や消費税実務に向けた準備も少しずつ意識しておきたいところです。気になるテーマがありましたら、お気軽に当事務所までご相談ください！



1 年末調整前に確認したい税制改正ポイント

令和8年度税制改正では、所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ、扶養親族等の所得要件の改正など、給与実務に関係する見直しが行われています。国税庁によると、これらの改正は原則として令和8年12月1日に施行され、令和8年分以後の所得税に適用されます。そのため、令和8年11月までの源泉徴収事務には変更はありませんが、12月の年末調整以後の実務には影響が出てきます。年末に慌てないためにも、給与ソフトの設定確認、扶養関係書類の案内、社内への周知準備などを早めに進めておくことで、年末の事務負担を大きく減らすことができます。

2 インボイス制度の経過措置が見直されています



インボイス制度については、令和8年度税制改正で経過措置の見直しが行われています。特に中小企業や個人事業者に関係が深いのが、個人事業者向けの「3割特例」と、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の見直しです。国税庁の案内では、インボイス登録により免税事業者から課税事業者となった一定の個人事業者について、令和9年分・令和10年分の消費税申告で納付税額を売上税額の3割とできる特例が設けられています。また、免税事業者などインボイス発行事業者以外の者からの仕入れについては、仕入税額控除の経過措置が延長される一方、控除割合は段階的に見直されます。外注先や仕入先に個人事業者・免税事業者が含まれる場合は、自社への影響を一度整理しておきたいところです。

インボイスは制度開始後の“運用差”が出やすい分野ですので、請求書の受領方法、登録状況の確認、消費税の見込みなどをあらかじめ、点検しておくことをおすすめします。

コラム
column

「あとで確認」が、いちばん忙しくなる

中小企業の実務では、「今すぐ困っていないから、あとで確認しよう」と後回しになるテーマが少なくありません。熱中症対策、年末調整、インボイスどれも一つひとつは理解できる内容でも、重なった途端に一気に負担が増してしまいます。

実務を楽にするポイントは、制度が変わるたびに全部を完璧に追うことなく、「自社に関係するものを先に分ける」ことです。たとえば、現場がある会社は熱中症対策を優先する、外注が多い会社はインボイスを点検する、といった具合です。忙しい時期ほど、重要なのはがんばりより段取りです。夏のうちに『確認するテーマ』を整理しておくだけでも、秋から年末にかけての実務はかなり進めやすくなります。小さな準備の積み重ねが、結果として会社の負担を軽くしてくれます。

ワンポイント
アドバイス金の譲渡は
消費税の課税対象？

反復、継続かつ独立して行われるもの（事業と認められる）でなければ、納税は発生しないと思われま

税務労務
カレンダー

2026 年 夏

R8.7月10日 源泉所得税6月分納付期日（原則）
住民税6月分納付期日
労働保険概算保険料申告納付期日
源泉所得税特例納付期日（1-6月分）
R8.7月31日 5月申告（法人）期日
R8.8月10日 源泉所得税7月分納付期日（原則）
住民税7月分納付期日

R8.8月31日 6月申告（法人）期日
R8.9月10日 源泉所得税8月分納付期日（原則）
住民税8月分納付期日
R8.9月30日 7月申告（法人）期日



☆社会保険料の改定があります！

